

令和4年度

前期監査報告書

令和4年9月30日

豊田市監査委員

豊監発第477号

令和4年9月30日

豊田市議会議長 板垣清志様

豊田市長 太田稔彦様

豊田市教育委員会 教育長 山本浩司様

豊田市農業委員会 会長 横条 鈞 様

豊田市監査委員

大谷哲也

金子芳樹

三江弘海

鈴木章

令和4年度前期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を提出します。

目 次

第1	部局監査	1
第2	財政援助団体監査	6
第3	総括意見	7
別記1	部局監査資料目録	8
別記2	財政援助団体監査資料目録	8

本報告書の監査の結果における【指摘】及び【意見】の内容は、次のとおりである。

【指摘】 法令等に違反し、又は不当と認められるため是正を要する事項

【意見】 法令等に違反するものではないが、経済性、効率性、有効性等の観点から改善を求める事項

第 1 部局監査

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、財務に関する事務（以下「財務事務」という。）の執行について、次のとおり監査を実施した。

1 監査の対象

部 局		監査対象期間
産業部	産業労働課 次世代産業課 商業観光課 農政企画課 農業振興課 農地整備課 森林課	令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 4 年 3 月 3 1 日
上下水道局	総務課 経営管理課 企画課 料金課 水道整備課 水道維持課 上水運用センター 下水道施設課 下水道建設課	
教育部	教育政策課 図書館管理課 学校教育課 学校づくり推進課 保健給食課	
農業委員会事務局		

2 監査の実施期間

令和 4 年 5 月 9 日から 9 月 1 4 日まで

3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、財務事務の執行に係る関係書類（別記 1）の提出を求め、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点で確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聴き取りを行った。

なお、財務事務における重要性を考慮するとともに、監査の継続性を確保するため、以下の監査項目を設定し、最近の監査において是正を要すると認められた事項などから、特にリスクが高い事項として「切手等金券類の管理」を重点監査項目に定め、重点的に確認した。

（1）財務に関する事務の監査項目

- ① 収入事務
- ② 補助金等交付事務
- ③ 委託業務
- ④ 公有財産の管理
- ⑤ 物品の管理
- ⑥ 公金外現金の取扱い

(2) 経営に係る事業の監査項目

- ① 事業管理
- ② 経営管理

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

さらに、各部局における主要な事業の進捗についても、重点目標も含め、聴き取りを行った。

4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、是正を要する事項【指摘】及び改善を求める事項【意見】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止又は改善に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても、参考とされたい。

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
1	補助金等 交付事務	【指摘】 補助対象経費を追加する場合は、補助金等適正化委員会による審査を経た上、補助要綱の改正を副部長が決定することとされているが、当該補助事業において「通信費」の補助対象経費への追加を課長が決定し、補助金を交付していた。	農地整備 課	豊田市土地改良事業補助金 (用水機維持管理事業)
2		【意見】 交付申請書兼実績報告書に添付された支出の内訳において、燃料費(ガソリン代)が毎月定額計上されており、12か月分の全額が補助対象経費とされていた。 補助対象経費の算出は実際に要した費用とすべきであり、走行距離に応じたガソリン代とする等、実際に要した費用が計上されるよう算出方法を検討し、補助事業者を指導されたい。	農業振興 課	豊田市畜産振興対策事業補助金(酪農ヘルパー円滑化事業)
3	委託業務	【指摘】 監督員の変更の任命において、監督員が年度途中で変更となった場合も新たな任命が必要であり、当初の任命の決定区分に従って課長決定で任命すべきところ、副課長決定で監督員の変更を決定していた。	(上下水)総務 課	ペットボトル水製造業務委託

No.	監査項目	監査結果	所管課	事業名等
4	委託業務	<p>【指摘】</p> <p>豊田市上下水道局職務権限規程別表第1において、1,000万円超の設計の決定者は副局長と定められているが、当該委託に係る積算金額は変更によって1,000万円超となったにもかかわらず、課長が決定していた。</p>	(上下水)総務課	ペットボトル水製造業務委託
5		<p>【指摘】</p> <p>豊田市職務権限規程別表第1において、3,000万円超の設計の決定者は部長と定められているが、当該委託に係る積算金額は変更によって3,000万円超となったにもかかわらず、副部長が決定していた。</p> <p>また、その他業務委託変更事務取扱要領別表において、増額が当初契約金額の20%を超え、かつ、設計金額が3,000万円超の変更協議書の決定者は部長と定められているが、副部長が決定していた。</p>	学校づくり推進課	豊田市立学校産業廃棄物処理業務委託
6		<p>【指摘】</p> <p>委託単価契約事務の手引において、契約書に添付される積算書には金額を記載しないこととされているが、記載されていた。</p>	農業委員会事務局	会議録作成業務委託
7		<p>【意見】</p> <p>仕様書において、委託する研修業務の内容が明記されていなかった。</p> <p>契約相手に業務内容が正確に伝わるよう、仕様書に明記するよう改善されたい。</p>	農業振興課	豊田市農ライフ創生センター旭研修所施設管理、ほ場管理及び研修業務委託

No.	監査項目	監査結果	所管課	事業名等
8	委託業務	<p>【指摘】</p> <p>仕様書の委託料の支払い等に関わる特記事項において、「収集運搬業者と処分業者が異なる場合は、廃棄物処理法に基づく処分業務委託契約書の中に、「処分費用は、収集運搬業者である乙（処理業者の具体名を記入）が支払うこととする。」との一文を入れることとする。」とされているが、産業廃棄物処分委託基本契約書に記載されていないかった。</p>	農地整備課	上郷柳川瀬・千石排水機場塵芥処理業務委託
9		<p>【指摘】</p> <p>豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例第11条第1項及び第2項において、排出事業者には義務付けられている産業廃棄物処理委託先の処理能力の確認（実地調査）が一部行われていなかった。</p>	保健給食課	足助給食センター廃水処理施設汚泥処理業務委託ほか1件
10		<p>【指摘】</p> <p>浄化槽維持管理仕様書において、「実施に当たっては、豊田市が浄化槽維持管理簿を作成及び保有し、実施の都度、実施年月日及び管理内容を記し、実施確認の確認印を押印するものとする。」とされているが、作成されていた浄化槽維持管理簿は、管理内容の記載や実施確認の確認印の押印がないなど不備があった。</p>	森林課	公共施設浄化槽維持管理委託
11		<p>【指摘】</p> <p>個人情報を取り扱う事務の委託基準において、当該基準の対象となる業務の委託には個人情報の取扱いに関する特記を添付することとされているが、委託期間中に個人情報を取り扱うこととなったにもかかわらず、個人情報の取扱いに関する手続がされていないかった。</p>	農政企画課	ジビエ普及啓発推進事業業務委託

No.	監査項目	監査結果	所管課	事業名等
12	委託業務	<p>【指摘】</p> <p>委託契約事務の手引において、変更協議書は契約相手側の業務担当責任者が記名及び押印することとされているが、業務担当責任者でない者（技術者）が記名及び押印したものを受理していた。</p>	下水道施設課	高岡中部浄化センター流量調整槽清掃業務委託
13		<p>【指摘】</p> <p>豊田市予算決算会計規則第49条において、収納の事務を委託したときは会計管理者へ通知し、その旨を告示しなければならないとされているが、されていなかった。</p>	農政企画課	豊田市公設地方卸売市場市場業務委託
14	その他	<p>【指摘】</p> <p>手数料を徴収する事務のため釣銭用現金を保管していたが、会計管理者から貸出しを受けたものではなく、個人の現金を釣銭用に使用・保管していた。</p>	農地整備課	手数料徴収事務
15		<p>【指摘】</p> <p>豊田市公印規則第4条において、公印使用者は決定書等を管理者へ提示し、管理者から公印の使用承認を受けてから使用することとされているが、決定を受ける前に公印が使用されていた。</p>	商業観光課	とよた宿割利用申請フォーム入力業務委託

第2 財政援助団体監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っている団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、次のとおり監査を実施した。

なお、本監査は、当該財政的援助を行っている部局の部局監査に併せて行った。

1 監査の対象

財政援助団体	財政的援助	所管部局	監査対象期間
とよたイノベーションセンター	とよたイノベーションセンター設置及び運営に要する負担金	産業部 次世代産業課	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日

2 監査の実施期間

令和4年5月24日から9月14日まで

3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、対象団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、関係書類（別記2）の提出を求め、以下の①から⑤までの監査項目に基づき確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聴き取りを行った。

- ① 財政的援助の内容
- ② 補助金等手続
- ③ 経理処理
- ④ 内部統制
- ⑤ 現金等の管理

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、適正に処理されているものと認められた。

なお、監査の過程における助言について、参考とされたい。

第3 総括意見

令和4年度前期に実施した監査の結果を踏まえ、総括して意見を述べる。

1 部局監査

補助金等交付事務において、補助対象経費を正式な手続を行わずに追加していた事例や、委託業務の変更契約において、金額の変更に伴い決定者が変更になるにもかかわらず誤っていた事例が見受けられた。本来、これらの事務ミスは、決裁の過程において発見・是正されるべきものであり、決裁における検討者及び決定者は、その役割・責任を再確認し、各々の職責を自覚して職務に当たられたい。

また、重点監査項目である切手等金券類は適正に管理されていたが、個人の現金を釣銭用に使用・保管していた事例が見受けられた。公金の適正な管理を行うためには、公金と個人が所有する金銭を厳格に区分すべきであり、速やかな改善を求める。

2 財政援助団体監査

今回の監査対象団体は、産学官の連携による事業として注目される団体である。3者からの財政的援助を受けているため経理事務が複雑になるが、会計規程に基づき、執行手続や現金の管理等全ての面において正確に行われていた。

所管課の指導や連携が、良好である点も評価したい。

3 むすび

今回の監査では、前回の監査の結果と比較すると、指摘の件数が減少していた。これは、業務改善に努め、仕事の質の向上が図られた結果であると考えられる。

しかしながら、今回の監査結果を見ると、制度改正や変更契約など事務の変更に伴う事務ミスが複数見受けられた。ヒアリングでは、「発生原因は、度々発生する事務ではないから、対応がおろそかになった。」という説明がされた。「事務の変更」というのは、事務ミスが生じるリスクの高い「変化点」であり、その機会が少ないからこそ特に慎重な対応が必要となるため、留意のうえ万全に対応されたい。

また、制度改正や変更契約に係る事務ミスは、その重要性を鑑みれば、管理・監督者のマネジメントに必要な「仕事の管理」に対する意識が希薄なことの表れである。管理・監督者はその役割・責任を再確認し、各々の職責を自覚して職務に当たられたい。

さらに、再発防止策では、多くの所属が事務の「見える化」を行ったとされているが、これまでの監査においては、「マニュアルに記載したが見ていなかった。」「チェックリストを作成したが漏れてしまった。」というケースも生じており、真に有効な再発防止策が実施され定着しているかを検証されたい。

最後に、各所属長にあつては、他課又は他の事務に対する指摘であっても、今後同様の事務ミスが、自課においても発生するかもしれないという考えのもと、今一度この報告書をもとにして、所管業務を振り返り、適正な執行に努められたい。

別記1 部局監査資料目録

- 1 令和3年度 組織及び決算額（歳出）説明資料
- 2 令和3年度 決算確認書
- 3 委託業務（工事関係委託を除く。）に関する調書
- 4 補助金等の交付に関する調書
- 5 公有財産（土地）及び借入財産等の状況に関する調書
- 6 公有財産（建物）及び借入財産等の状況に関する調書
- 7 備品現在高調書
- 8 その他財務事務の執行に係る関係書類
 - （1）調定決定書、原符（領収書の控え）など収入事務関係
 - （2）補助金関係書類など補助金等交付事務関係
 - （3）契約書など委託業務関係
 - （4）公有財産台帳、賃貸借及び使用貸借契約書など公有財産の管理関係
 - （5）物品出納簿など物品の管理関係
- 9 その他必要な資料

別記2 財政援助団体監査資料目録

- 1 とよたイノベーションセンター規約及び会計規程
- 2 とよたイノベーションセンター委員名簿及び組織図
- 3 事業計画及び年次報告書
- 4 令和3年度 とよたイノベーションセンター決算書及び執行別収支決算書
- 5 とよたイノベーションセンター設置及び運営に関する協定書
- 6 とよたイノベーションセンター設置及び運営に要する負担金に関する覚書（変更分を含む。）
- 7 とよたイノベーションセンター事業案内
- 8 その他必要な資料